

別紙

諮問第972号

答 申

1 審査会の結論

「平成25年度輸送障害等及び平成26年度輸送障害等」ほか1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都交通局が運営する鉄道路線各線（以下「鉄道路線」という。）において人身事故が発生した場合における対応の指針（どのような場合に損害賠償請求を行うか、請求額の決定方法、等）が示された文書」及び「平成26年に鉄道路線において発生した人身事故について、その概要、事故原因、損害賠償請求を実施したか否か、等が記載された文書」の開示請求に対し、東京都交通局長が平成27年8月30日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 事故概要等に関する情報（事故発生日時、事故発生場所、当事者、通知文書の発信日及び宛名等）が非開示とされたことについては、審査請求人は争っていない。

イ 処分庁が非開示とした部分のうち、事故発生年月日や事故原因などが個人の特定につながることは審査請求人も認める。しかしながら、当該非開示部分のうち、東京都交通局が被った損害額、起因者等からの弁済の有無及び弁済額の記載（以下「損害額等」という。）は、これを公表したところで、起因者等を特定することは不可能であることから、この点について争う。

ウ 行政機関が何らかの損害を被った場合、損害を与えた者に対して求償を行うべきであり、住民は損害額等を確認することで、東京都交通局が財政上適正な措置を講じているかを判断することができる。従って損害額等は、財政の透明性の観点から公益性の認められる情報であり、非開示とすることは、情報公開条例の趣旨を没却するばかりか、地方自治法の財政に関する諸規定の趣旨にも反する。

エ 損害額等について、処分庁は、特定の個人を識別することができるとはいえないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると主張しているが、特定の個人を識別できない情報が公にされたところで、当該個人が名指しされるわけではないのだから、個人の権利利益が害されることはあり得ない。また損害額等は、単なる財務上の金額にすぎないことから個人情報に当たらない。

オ さらに処分庁は、条例7条6号についても主張しているが、個人が識別できない以上、交渉に係る事務への影響は生じず、また、情報を公にすることにより、悪印象を抱く利用者が多数いたとしても、そのことによって、鉄道事業者としての東京都交通局が利用されなくなるとは考え難く、同局の財産上の利益が害されるとは言えない。

カ また、原処分は理由付記として、条例7条2号及び条例7条6号としか記載されておらず、適用条文につき同条2号ただし書き及び6号の列举事項のいずれに該当するか詳細な記載を怠っている。

以上により、原処分は不当かつ違法であるから、取り消され、速やかに損害額等の記載部分を開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象公文書の特定について

本件開示請求に係る公文書の件名及び内容は、「東京都交通局が運営する鉄道路線各線において人身事故が発生した場合における対応の指針(どのような場合に損害賠償請

求を行うか、請求額の決定方法、等) が示された文書」及び「平成 26 年に鉄道路線において発生した人身事故について、その概要、事故原因、損害賠償請求を実施したか否か、等が記載された文書」である。

実施機関は、「輸送障害等に係る損害額の請求について」、「平成 25 年度輸送障害等及び平成 26 年度輸送障害等」及び「損害賠償金請求について」を対象公文書として特定し、このうち損害額の算定に必要な項目を記載した「輸送障害等に係る損害額の請求について」は開示決定、都営地下鉄における輸送障害等に伴う損害額を一覧にまとめた「平成 25 年度輸送障害等及び平成 26 年度輸送障害等」及び事故起因者又はその遺族(以下「起因者等」という。)に宛てた請求の通知である「損害賠償金請求について」は一部開示決定を行った。

(2) 非開示理由について

ア 事故概要等に関する情報

「損害賠償金請求について」における「宛名」及び「当事者」は、当該事故の損害賠償請求の相手方である起因者等の氏名である。さらに、「損害賠償金請求について」における「発信日」、「差出人」、「事故発生日時」、「事故発生場所」、「当事者」及び「事故概要」、「平成 25 年度輸送障害等及び平成 26 年度輸送障害等」における「発生日」及び「発生場所」は、公にすると、報道等により既に公になっている事故概要や国等が保有するデータ(国からの情報開示等)と照合することで、当該事故の損害賠償請求の相手方である起因者等を識別することが可能な情報である。

また、仮に特定の個人を識別するとまではいえない場合であっても、事故の事実は起因者等の正当な利益を害するおそれのある機微な情報で、通常他人に知られたくない情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。よって、条例 7 条 2 号に該当する。

イ 損害額等に関する情報

「平成 25 年度輸送障害等及び平成 26 年度輸送障害等」における「事故対応業務費」、「振替輸送費」、「車両損害費等」、「請求額合計」、「収納額」、「備考」及び「損害賠償請求について」における「請求金額」については、実施機関が起因者等に対して損害の賠償を求めるもので、個人の債務に係る情報であり、通常他人に知られたくない機

微な情報である。

したがって、特定の個人を識別することができるまでとはいえないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例7条2号に該当する。

(3) 非開示理由の追加について

審査会における本件審査請求に係る審査に当たり、以下の非開示理由を追加する。

人身事故等により、実施機関は鉄道事業者として現に損害を被っている立場であるものの、損害賠償請求に係る交渉においては、起因者等の多くが抱える自殺を図るに至るような事情や家族を失った遺族の心情等、その立場を考慮して、特に慎重に対応しており、また交渉内容を第三者に公表しないことを前提に進めている。仮に請求金額等を第三者に開示すれば、当該起因者等に対して、それまでの交渉により積み重ねた信頼関係が損なわれる可能性があるだけでなく、今後の同種の交渉において、起因者等との交渉が困難になることも考えられる。さらには、このことにより、鉄道事業者としてのイメージや利用者の支持・信頼の低下につながり、経営に支障を及ぼすおそれがある。

よって、開示することにより、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年11月13日	諮問
平成28年 5月23日	新規概要説明（第169回第二部会）
平成28年 6月15日	実施機関から理由説明書收受

平成28年 6月29日	実施機関から説明聴取（第170回第二部会）
平成28年 7月12日	審査請求人から意見書收受
平成28年 7月27日	審議（第171回第二部会）
平成28年 9月15日	審議（第172回第二部会）
平成28年10月26日	審議（第173回第二部会）
平成28年11月21日	審議（第174回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都営地下鉄について

東京都交通局は、東京都が経営する独立採算性の地方公営企業であり、地下鉄、バス、都電、日暮里・舎人ライナー等の事業を経営している。また、都営地下鉄は、浅草線、三田線、新宿線及び大江戸線の4路線が運行されている。

人身事故などの輸送障害等により損害が生じた場合、東京都交通局は、事故概要及び列車遅延について国土交通省への報告や報道機関への情報提供等を行うとともに、当該事故に係る損害額を算定し、民法709条に基づき、事故起因者やその遺族等に請求している。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京都交通局が運営する鉄道路線各線において人身事故が発生した場合における対応の指針（どのような場合に損害賠償請求を行うか、請求額の決定方法等）が示された文書」及び「平成26年に鉄道路線において発生した人身事故について、その概要、事故原因、損害賠償請求を実施したか否か等が記

載された文書」（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、別表に掲げる「平成 25 年度輸送障害等及び平成 26 年度輸送障害等」（以下「本件対象公文書 1」という。）及び「損害賠償金請求について」（以下「本件対象公文書 2」という。）を本件開示請求に係る対象公文書として特定した。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象公文書 1 及び 2 において、別表に掲げる「発生日」及び「発生場所」（以下「本件非開示情報 1」という。）並びに「事故対応業務費」、「振替輸送費」、「車両損害費等」、「請求額合計」、「収納額」及び「備考」（以下「本件非開示情報 2」という。）並びに「宛名」、「当事者」、「発信日」、「差出人」、「事故発生日時」、「事故発生場所」及び「事故概要」（以下「本件非開示情報 3」という。）並びに「請求金額」（以下「本件非開示情報 4」という。）について、条例 7 条 2 号に該当するとして非開示決定を行った。

また、本件審査請求に係る審査に当たり、理由説明書において本件非開示情報 1 から 4 までは条例 7 条 6 号にも該当するとして、非開示理由の追加を行っている。

エ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、東京都交通局が被った損害額及び起因者等からの弁済の有無並びに弁済額に関する情報（以下「損害額等に関する情報」という。）は、個人識別性がなく、公表したところで起因者等を特定することは不可能であるから開示すべきである旨主張し、損害額等が非開示とされた点について争うとしている。そこで、審査会では、損害額等に関する情報である本件非開示情報 2 及び 4 の非開示妥当性について判断する。

オ 条例の定めについて

条例 7 条 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例8条1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。また、同条2項は、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

カ 条例7条6号該当性について

実施機関は、本件非開示情報2及び4を公にすることとなると、損害賠償請求に係る交渉において、起因者等との信頼関係を損ない、将来の同種の業務に支障が生じるおそれや、鉄道事業者としてのイメージ低下から事業経営にも影響を及ぼすおそれがある旨主張する。

実施機関の説明によると、都営地下鉄における人身事故等により、実施機関は鉄道事業者として現に損害を被っている立場であるものの、損害賠償請求に係る交渉においては、起因者等の心情等を考慮して特に慎重に対応しており、また、交渉内容を第

三者に公表しないことを前提としているとのことである。

審査会が本件対象公文書1及び2を見分したところ、本件非開示情報2及び4には、事故対応業務費、振替輸送費、車両損害費等の事故により鉄道事業者が被った損害額内訳及び請求金額並びに起因者等が支払った金額が記載されており、これらの情報を公にすることにより、交渉を積み重ねた当該起因者等との信頼関係が損われるばかりでなく、将来の同種の交渉を実施することが困難になるという実施機関の説明には、合理性があるものと考えられる。

したがって、本件非開示情報2及び4は、公にすることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

キ 条例7条2号該当性について

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、本件開示請求に係る事故の「種類」が開示されており、また、事故の件数は平成26年度に1件、平成25年度には10件に満たないことを確認した。

さらに、本件対象公文書2については、本件対象公文書1に記載されている事故1件ごとに作成した通知文書であり、その数は10件に満たないものであることを確認した。

実施機関の説明によると、人身事故の日時及び駅名は、国への事故報告、報道機関への情報提供のほか、事故当日、運行遅延の情報として鉄道利用者に周知することであるから、本件非開示情報2及び4は、他の情報と照合することにより、特定の個人に対する損害賠償請求額であることが識別可能な情報であると考えられる。

これらのことから、本件非開示情報2及び4は条例7条2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

ク 条例8条に基づく一部開示について

審査請求人は、本件非開示情報2及び4について、単なる費用の「数額」であり、個々の起因者について要した費用が明らかになることはないため開示すべきである旨主張する。

この点につき審査会が検討したところ、本件非開示情報2及び4については、全体

として条例7条6号に該当すると判断したものであることから、実施機関が開示した部分以外の情報をこれ以上開示することはできないものと認められる。

以上により、本件非開示情報2及び4については、実施機関の行った条例8条1項に基づく一部開示は妥当であると認められる。また、同条2項については、本件非開示情報2及び4が全体として条例7条6号に該当することから、判断の対象とはならない。

その他審査請求人は種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

横山 洋吉、寺田 麻佑、中村 晶子、野口 貴公美

別表 非開示部分及び非開示理由

本件対象公文書	公文書の件名	本件非開示情報	非開示部分	非開示理由
1	平成25年度輸送障害等及び平成26年度輸送障害等	1	「発生日」 「発生場所」	事故の発生日・場所等に関する情報であり、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能である。また、公にすることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 (条例7条2号及び6号該当)
		2	「事故対応業務費」 「振替輸送費」	実施機関の被った損害額等であり、それだけでは個人の識別が可能であるとはいえないが、他の情報と照合すること

			「車両損害費等」 「請求額合計」 「収納額」 「備考」	で、特定の個人を識別することが可能である。また、公にすることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 (条例7条2号及び6号該当)
2	損害賠償金請求について	3	「宛名」 「当事者」	事故の損害賠償請求の起因者等であり、特定の個人を識別することができる。また、公にすることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 (条例7条2号及び6号該当)
			「発信日」 「差出人」 「事故発生日時」 「事故発生場所」 「事故概要」	損害賠償請求の通知文書の発信日や事故発生駅を所管する駅務管理事務所のほか、事故概要に係る情報であり、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能である。また、公にすることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 (条例7条2号及び6号該当)
		4	「請求金額」	実施機関が起因者等に対して損害の賠償を求めるもので、それだけでは個人の識別が可能であるとはいえないが、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能である。また、公にすることにより、実施機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 (条例7条2号及び6号該当)